

高松市放課後児童健全育成事業費（運営費）補助金基準額表

事業	補助対象等	対象経費	基準額 (支援の単位当たり年額。ただし、2の項(2)のイ、ウ及び8の項を除き、事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算出された額に「事業実施月数÷12」を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とする。)
1 放課後児童健全育成事業	(1) 原則、高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年高松市条例第85号。以下「設備運営基準条例」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 ア 年間開所日数が250日以上放課後児童健全育成事業所 (ア) 基本額 a 構成する児童の数が1人～19人の支援の単位(ただし、1人～9人の支援の単位に対する補助については、山間地、漁業集落、へき地若しくは離島で実施している場合又は当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合に限る。) b 構成する児童の数が20人～35人の支援の単位 c 構成する児童の数が36人～45人の支援の単位 d 構成する児童の数が46人～70人の支援の単位 e 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）	5,107,000 円－ (19人－支援の単位を構成する児童の数)× 28,000 円 7,495,000 円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数)× 26,000 円 7,495,000 円 7,495,000 円－ (支援の単位を構成する児童の数－45人)× 96,000 円 4,997,000 円

	(イ) 開所日数加算額（開所日数に応じて、(ア) の a から e までのいずれかにより算出された額に加算する額） (ア) の a から e までのいずれかに該当する放課後児童健全育成事業所であって、次の a 及び b の条件を満たすもの a 250 日を超えて開所するもの b 原則として 1 日 8 時間以上開所するもの (ウ) 長期休暇支援加算額（長期休暇中（小学校の授業の休業日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日その他高松市教育委員会が指定する日を除く。）をいう。以下同じ。）に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合に、(ア) の a から e までのいずれかにより算出された額に加算する額） (ア) の a から e までのいずれかに該当する放課後児童健全育成事業所が長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (エ) 長時間開所加算額（(ア) の a から e までのいずれかにより算出された額に加算する額） (ア) の a から e までのいずれかに該当する放課後児童健全育成事業所であって、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすもの a 平日分 平日（小学校の授業の休業日以外の日をいう。以下同じ。）に 18 時半を超えて開所すること。 b 長期休暇等分 長期休暇期間等（小学校の授業の休業日をいう。）に 1 日 8 時間を超えて開所すること。	（年間開所日数－250 日）×31,000 円 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合の当該開所日数×31,000 円 平日における「18 時半を超える時間」の年間平均時間数×804,000 円 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数×362,000 円
--	---	---

	イ 年間開所日数が200日～249日の放課後児童健全育成事業所 (ア) 基本額 a 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 b 構成する児童の数が1人～19人の支援の単位 (ただし、1人～9人の支援の単位に対する補助については、山間地、漁業集落、へき地若しくは離島で実施している場合又は当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合に限る。) (イ) 長期休暇支援加算額（長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合に、(ア)のa又はbに定める額に加算する額） (ア)のa又はbのいずれかに該当する放課後児童健全育成事業所が長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (ウ) 長時間開所加算額（平日分）((ア)のa又はbに定める額に加算する額) (ア)のa又はbのいずれかに該当する放課後健全育成事業所が、平日において、18時半を超えて開所する場合	5,229,000 円 3,704,000 円 長期休暇中に支援の単位を新たに運営する等の場合の当該開所する日数×31,000 円 平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数×804,000 円
	(2) 原則、設備運営基準条例どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合 ア 年間開所日数が250日以上放課後児童健全育成事業所 (ア) 基本額 a 構成する児童の数が1人～19人の支援の単位 (ただし、1人～9人の支援の単位に対する補助については、山間地、漁業集落、へき地若しくは離島で実施している場合又は当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める	3,028,000 円－ (19人－支援の単位を構成する児童の数)×28,000 円

	場合に限る。) b 構成する児童の数が20人～35人の支援の単位 c 構成する児童の数が36人～45人の支援の単位 d 構成する児童の数が46人～70人の支援の単位 e 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 (イ) 開所日数加算額(開所日数に応じて、(ア)のaからeまでのいずれかにより算出された額に加算する額) (ア)のaからeまでのいずれかに該当する放課後児童健全育成事業所であって、次のa及びbの条件を満たすもの a 250日を超えて開所するもの b 原則として1日8時間以上開所するもの (ウ) 長期休暇支援加算額(長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合に、(ア)のaからeまでのいずれかにより算出された額に加算する額) (ア)のaからeまでのいずれかに該当する放課後児童健全育成事業所が長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (エ) 長時間開所加算額((ア)のaからeまでのいずれかにより算出された額に加算する額) (ア)のaからeまでのいずれかに該当する放課	5,416,000 円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数)× 26,000 円 5,416,000 円 5,416,000 円－ (支援の単位を構成する児童の数－45人)× 96,000 円 2,917,000 円 (年間開所日数－250日)× 23,000 円 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合の当該開所日数× 23,000 円
--	--	---

	後児童健全育成事業所であって、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすもの a 平日分 平日（小学校の授業の休業日以外の日をいう。以下同じ。）に 18 時半を超えて開所すること。 b 長期休暇等分 長期休暇期間等（小学校の授業の休業日をいう。）に 1 日 8 時間を超えて開所すること。 イ 年間開所日数が 200 日～249 日の放課後児童健全育成事業所 （ア）基本額 a 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位 b 構成する児童の数が 1 人～19 人の支援の単位（ただし、1 人～9 人の支援の単位に対する補助については、山間地、漁業集落、へき地若しくは離島で実施している場合又は当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると子ども家庭庁長官が認める場合に限る。） （イ）長期休暇支援加算額（長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合に、（ア）の a 又は b に定める額に加算する額） （ア）の a 又は b のいずれかに該当する放課後児童健全育成事業所が長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （ウ）長時間開所加算額（平日分）（（ア）の a 又は b に定める額に加算する額） （ア）の a 又は b のいずれかに該当する放課後健全育成事業所が、平日において、18 時半を超えて開所する場合	平日における「18 時半を超える時間」の年間平均時間数 × 495,000 円 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数 × 223,000 円 3,580,000 円 2,054,000 円 長期休暇中に支援の単位を新たに運営する等の場合の当該開所する日数 × 23,000 円 平日における「18 時半を超える時間」の年間
--	---	---

			平均時間数 × 495,000 円
		(3) 年間開所日数が200日以上、放課後児童健全育成事業所（年間平均登録児童数が1日当たり5人以上9人以下のものに限る。ただし(1)ア(ア)a、(1)イ(ア)b、(2)ア(ア)a又は(2)イ(ア)bに該当するものを除く。）	1,447,000 円
2 放課後児童クラブ支援事業	(1) 障害児受入推進事業	障害児（療育手帳、身体障害者手帳等を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害児支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童をいう。以下同じ。）を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する事業所 ア 1の項(1)又は(2)に該当する事業所（以下「国補助事業所」という。）であって、次のいずれにも該当するもの (ア) 年間を通じておおむね1人以上の障害児を受け入れていること。 (イ) 障害児を直接担当させるために、障害児に関する研修を受講した者又は専門的知識等を有する者を雇用し、配置していること。 イ 1の項(3)に該当する事業所（以下「市補助事業所」という。）であって、アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもの	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費（ただし、放課後児童クラブ送迎支援事業における送迎を行うためのバス等車両に係る経費については、燃料費に限る。） 2,352,000 円 486,000 円
	(2) 放課後児童クラブ運営支援事業	放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家、アパート等を活用して、放課後児童健全育成事業を新たに実施する事業所 ア 賃借料補助（学校敷地外の民家、アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに放課後児童健全育成事業を実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含み、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約に係る費用は除く。）に係る補助）	

業	(ア) 国補助事業所であって、次のいずれにも該当するもの a 待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること。 b 当該事業について、他の国庫補助を受けていない、又は受けないこと。 c 平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること（既に民家、アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合であって、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものを含む。）。 (イ) 市補助事業所であって、ア(ア)のaからcまでのいずれにも該当するもの イ 移転関連費用補助（学校敷地外の民家、アパート等を活用し、放課後児童健全育成事業を実施している事業所を、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転させることで受入児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に要する経費(移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。)に係る補助) (ア) 国補助事業所であって、ア(ア)のa及びbのいずれにも該当するもの (イ) 市補助事業所であって、ア(ア)のa及びbのいずれにも該当するもの ウ 土地借料補助（学校敷地外の土地を活用して、新たに放課後児童健全育成事業を実施する際に必要な土地借料に係る補助) (ア) 国補助事業所であって、次のいずれにも該当するもの a ア(ア)のa及びbのいずれにも該当すること。 b 当該事業を実施する者が社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項	3,444,000 円 719,000 円 2,500,000 円 523,000 円 6,300,000 円
---	---	--

		に基づき事業を実施する市が認めた法人でないこと。 c 当該事業を実施する初年度に係る経費であること (児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の貸借に必要な経費等、新たに受け皿の確保を図るものを含む。) (イ) 市補助事業所であって、ウ(ア)のa及びbのいずれにも該当するもの		1,319,000 円
	(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業	放課後児童健全育成事業を学校敷地外で実施し、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後に学校から当該放課後児童健全育成事業所への移動時又は当該事業所からの帰宅時に送迎を行う事業所 ア 国補助事業所であって、他の国庫補助を受けていない、又は受けないもの イ 市補助事業所であって、他の国庫補助を受けていない、又は受けないもの		1,225,000 円 246,000 円
3 放課後児童支援員等処遇改善事業	(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置する事業所 ((2)に該当するものを除く。)	ア 国補助事業所であって、次のいずれにも該当するもの (ア) 平日に、18時30分を超えて開所する、又は開所していること。 (イ) 長期休暇期間に、1日8時間以上開所する、又は開所していること。 (ウ) 年間250日以上開所すること。 (エ) 平成25年度の当該事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていること。 イ 市補助事業所であって、アの(ア)から(エ)までのいずれにも該当するもの	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)	2,181,000 円 452,000 円
	(2) (1)に規定する職員に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置する事業所	ア 国補助事業所であって、次のいずれにも該当するもの (ア) (1)アの(ア)から(エ)までのいずれにも該当する		3,768,000 円

	こと。 (イ) 配置する職員は補助事業者と雇用契約を締結して、当該事業所において定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）であること。 イ 市補助事業所であって、アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもの		785,000 円
4 障害児受入強化推進事業	(1) 2の項(1)ア(イ)に規定する者に加えて、障害児を受け入れるための専門的知識等を有する放課後児童支援員等を障害児の数に応じて1人以上配置する事業所 ア 国補助事業所であって、次のいずれにも該当するもの (ア) 年間を通じておおむね3人以上の障害児((2)に規定する医療的ケア児を除く。)を受け入れていること。 (イ) 障害児を直接担当させるために、障害児に関する研修を受講した者又は専門的知識等を有する者を2の項(1)ア(イ)に規定する者に加えて、障害児の数に応じて1人以上雇用し、配置すること。 イ 市補助事業所であって、(1)ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもの	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費（ただし、送迎を行うためのバス等車両に係る経費については、燃料費に限る。）	障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,352,000 円 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (1)職員を1人配置 2,352,000 円 (2)職員を2人以上配置 4,704,000 円 障害児を9人以上受け入れる場合 (1)職員を1人配置 2,352,000 円 (2)職員を2人配置 4,704,000 円 (2)職員を3人以上配置 7,056,000 円 485,000 円
	(2) 医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。以下同じ。)を受け入れる事業所 ア 医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師、准看		

	護師、保健師、助産師又は医療的ケア児受入のための専門的知識を有する者(以下「看護職員等」という。)を配置する事業所 (ア) 1の項(1)又は(2)に該当する放課後児童健全育成事業所 (イ) 市補助事業所 イ 看護職員等による付き添いや看護職員等が乗車しバス等による送迎を行う事業所 (ア) 1の項(1)又は(2)に該当する放課後児童健全育成事業所 (イ) 市補助事業所		4,061,000 円 846,000 円 1,353,000 円 274,000 円
5 小規模放課後児童クラブ支援事業	一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所であって、複数の放課後児童支援員を配置する事業所 (1) 1の項(1)ア(ア) a、(1)イ(ア) b、(2)ア(ア) a又は(2)イ(ア) bに該当する放課後児童健全育成事業所 (2) 市補助事業所 ※ 補助の対象経費は、2人目以降の放課後児童支援員に係る人件費に限り、それ以外の運営に係る経費(1人目の人件費等)については、1の項(1)ア(ア)、(1)イ(ア)、(2)ア(ア)、(2)イ(ア)及び(3)に規定する補助の対象とする。	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	735,000 円 149,000 円
6 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員(以下「運営事務等を行う職員」という。)を配置する事業所 (1) 1の項(1)又は(2)に該当する放課後児童健全育成事業所 (2) 市補助事業所 ※ 補助の経費は、実施要綱別添1の5の(1)に基づく職員体制に加えて配置した運営事務等を行う職員に係る人件費、運営事務等を行う職員の業務を外部委託することによ	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費	1,646,000 円 337,000 円

	り支出した委託費等とする。		
7 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金への改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている事業所 (1) 放課後児童支援員((2)(3)及び(4)に該当する者を除く。)を配置している放課後児童健全育成事業所 ア 国補助事業所であって、次のいずれにも該当するもの (ア) 平成28年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児童支援員の賃金に対する改善が行われていること。 (イ) 放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が、基本給(月給等決まって毎月支払われる手当)により行われていること。 イ 市補助事業所であって、ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもの (2) 経験年数がおおむね3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者((3)及び(4)に該当する者を除く。)を配置している放課後児童健全育成事業所 ア 国補助事業所であって、次のいずれにも該当するもの (ア) (1)アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。 (イ) 配置する放課後児童支援員の経験年数はおおむね3年以上であること。 (ウ) 配置する放課後児童支援員は都道府県又は市町村が実施する放課後児童支援員等資質向上事業に基づく研修又は同程度の研修で、市が適当と認める研修を受講した者であること。 イ 市補助事業所であって、(2)アの(ア)から(ウ)までのいずれにも該当するもの (3) 経験年数がおおむね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者((4)に該当する者を除く。)を配置している放課後児童健全育成事業所	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)	※1支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。 対象職員の人数 ×131,000円 対象職員の人数 ×25,000円 対象職員の人数 ×198,000円 対象職員の人数 ×39,000円

	ア 国補助事業所であって、次のいずれにも該当するもの (ア) (1)アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。 (イ) 配置する放課後児童支援員の経験年数はおおむね5年以上であること。 (ウ) 配置する放課後児童支援員は都道府県又は市町村が実施する放課後児童支援員等資質向上事業に基づく研修又は同程度の研修で、市が適当と認める研修を受講した者であること。 イ 市補助事業所であって、(3)アの(ア)から(ウ)までのいずれにも該当するもの (4) 経験年数がおおむね10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置している放課後児童健全育成事業所 ア 国補助事業所であって、次のいずれにも該当するもの (ア) (1)アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。 (イ) 配置する放課後児童支援員の経験年数はおおむね10年以上であること。 (ウ) 配置する放課後児童支援員は(2)アの(ウ)の研修を受講した者であること。 (エ) 配置する放課後児童支援員は事業所長の立場にある者であること。 イ 市補助事業所であって、ア(ア)から(エ)までのいずれにも該当するもの		対象職員の人数 ×263,000 円 対象職員の人数 ×52,000 円 対象職員の人数 ×394,000 円 対象職員の人数 ×80,000 円
8 放 課 後 児 童 支 援 員 等 処 遇 改 善 事 業	賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員や補助員等の職員(非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。)に対する3%程度(月額9,000円相当)の賃金改善(※)を実施する事業所 ※ 賃金改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、令和4年1月の賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。(3の項及び	放 課 後 児 童 支 援 員 等 処 遇 改 善 事 業 (月 額 9,000 円 相 当 賃 金 改 善) の 実 施 に 必 要 な 経 費	11,000 円×賃金 改善対象者数 (※)×事業実施 月数 ※ 「賃金改善 対象者数」とは、 賃金改善を行う 常勤職員数に、 1ヵ月当たりの 勤務時間数を就

(月額9,000円相当賃金改善)	7の項における賃金改善額及び支払賃金額には含まない。)	業規則等で定めた常勤の1ヵ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。賃金改善対象者については、当該年度において、賃金改善が行われている又は、賃金改善を行う見込みの職員数により算出する。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出する。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。
-------------------------	------------------------------------	--